

令和4年9月～

安全パトロール点検表					
工 事 名	県道円座香南線(香南工区)道路改築工事(第2工区)（橋梁下部工）				
工 事 場 所	香南町横井				
工 期	令和4年8月31日～令和5 年3月 28 日				
施 工 業 者 名	(株)松田工業	請負金額	54,010千円	進捗率	%
現 場 代 理 人	上田 勉	作業内容			
点 検 項 目	点 検 細 目		現場満点	評 点	
安 全 管 理 体 制	□現場代理人の常駐及び表示 (10点) (公共工事標準請負契約約款・10条2項 10条3項に除外事項あり)		10	5	
	□施工計画書の常備 (5点)		5	5	
	□施工体系の表示 (2か所) (建設業法 24条の7) (5点) (施工体系台帳の常備) (建設業法 24条の8)		5	5	
	□安全管理組織表の表示 (5点)		5	5	
	□緊急連絡網の表示 (5点) (土木工事安全施工技術指針 1-4-5- (3))		5	5	
	□保護具の着用 (アゴひも確認・安全帯) (5点) (労働安全衛生規則 539条、518条及び519条第2項)		5	5	
安 全 施 設 及び 標 識 ・ 標 示	□工事中標示板の適切な内容及び設置 (5点) (香川県土木工事標準仕様書 1-1-29-3)		5	5	
	□第三者に対する交通安全対策 (10点) ・安全標識の適切な設置 (公衆災害防止対策基準 第3章 第17)		10	10	
	□就業者の為の安全標識及び墜落 (10点) ・落下防護柵・昇降施設の設置 (労働安全衛生規則 540条、518条、519条、526条)		10	8	
整 理 ・ 整 頓 消火器・救急品	□現場事務所内・倉庫内の整理整頓 (5点) 及び衛生設備の設置(香川県土木工事標準仕様書 1-1-29-6)		5	5	
	□事務所の消火器の備付(労働安全衛生規則 289条) (3点) 火元責任者の選任と表示 (消費期限の確認) (消防法施工令第4条第2項)		3	3	
	□救急用品の備付(事務所衛生基準規則 第5章23条) (2点)		2	2	
	□安全旗の掲揚 ↑ 安衛則633.635 (2点)		2	2	
	□仮設電気設備と正副・施錠の確認の状況 (5点)		5	3	
	□現場の整理整頓 (資材の管理状況) (5点) (香川県土木工事標準仕様書 1-1-29-4)		5	5	

点 検 項 目		点 検 細 目		現場満点	評 点
免 許 ・ 資 格 関 係 の 携 帯 及 び 表 示	各種免許・技能講習・特別教育	(各3点)	6	6	
	☐ 車両系建設機械(労働安全衛生法 61条、59条3項)				
	☐ 玉掛(労働安全衛生法 61条1項 労働安全衛生法施工令 20条16項) (クレーン等安全規則 221条)				
	☐ 移動式クレーン (クレーン等安全規則 67条、68条)				
	☐ その他				
	各種作業主任者	(各3点)	12	12	
	☐ 土止め支保工(労働安全衛生規則 374条)				
	☐ 地山掘削(労働安全衛生規則 359条)				
	☐ 型枠支保工(労働安全衛生規則 246条)				
	☐ 足場組立工(労働安全衛生規則 565条、36条、39条)				
☐ その他					
☐ 建設工事に必要な届出	(2点)	—	—		
(例：道路占用 道路法 32条・道路使用 道路交通法 77条 工事計画書 労働安全衛生法 88条)					
☐ 建設業の許可票(建設業法 40条)	(5点)	5	5		
労災保険成立票(労働保険の保険料の徴収等に関する法律施工規則 77条)					
(注) 協力業者も含む					
各 種 建 設 機 械 及 び 施 工 方 法 状 況	☐ 各種機械の点検整備	(各3点)	6	6	
	(労働安全衛生法 45条) (労働安全衛生法施工令 15条)				
	☐ 適切な機械選定(香川県土木工事標準仕様書 1-4-32-4)	(5点)	5	5	
	☐ 適切な玉掛用具 (クレーン等安全規則 215条～218条)	(5点)	5	3	
	☐ 掘削・切土等の適否(労働安全衛生規則 356条、534条)	(10点)	10	10	
	☐ 作業に対しての誘導者・合図者・監視人等	(各3点)	—	—	
	・ 誘導者(労働安全衛生規則 151条の6、7、8等)				
	・ 合図者(労働安全衛生規則 151条、159条、171条の2第2項 189条、194条の12、517条16の2項等)				
	・ 監視人(労働安全衛生規則 349条4項、536条)				
	(酸素欠乏症等防止基準 13条、25条の2項)				
☐ 第三者に対しての交通整理員及び誘導員の配置	(各3点)	—	—		
(公衆災害防止対策基準 第3章第14)					
小 計			134	123	
点 検 項 目 に よ る 採 点	評点÷現場満点×95% (満点95点) (A)		87		
そ の 他 総 括 的 評 価	理由 (±5点) (B) ・ 不良な玉掛ワイヤーロープの使用不可 ・ 落下防護柵 合 計 (A+B)				
合 計 (A+B)					
安全パトロール点検結果の詳細は、上記のとおりで総合評価 87 点でした。 総評					
点 検 年 月 日	令和 4 年 11 月 11 日		点 検 者	安全委員会	